

令和 2 年 5 月 25 日現在

機関番号：32663

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2018～2019

課題番号：18H05793・19K20985

研究課題名（和文）非行少年を巡る教育と児童福祉の「せめぎ合い」と「連携可能性」に関する研究

研究課題名（英文）'Conflict' and 'Cooperation' between Education and Child Welfare over the Juvenile Delinquents

研究代表者

高田 俊輔 (Takada, Shunsuke)

東洋大学・ライフデザイン学部・助教

研究者番号：20822969

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：近年、幼保一元化や子どもの貧困、障がいをもつ子どもへの教育保障など、様々な領域において教育と児童福祉の連携が喫緊の課題となっている。本研究は、非行少年を対象とする児童福祉制度から生じる「教育的なるもの」、「福祉的なるもの」とは何かという問いを探求することで、教育と児童福祉の「せめぎ合い」と「連携の可能性」を明らかにする。具体的には、1920年代から1940年代という「児童保護」から「児童福祉」への転換期における感化・教護事業、すなわち大正・昭和期における非行少年のケアに携わる実践家の語りを分析対象とし、彼らが「教育的なるもの」をいかに捉えていたのかを考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

我が国において非行少年は、児童福祉や少年司法、学校教育と様々な領域によって管轄される存在である。本研究を通して得られた最大の知見は、戦前における不良少年に対する処遇の場であった感化・保護教育が、学校教育や少年司法の動向を注視しつつ、「教育的であること」という言説を繰り返しながら自らの社会的意義を模索してきたということである。明治期より終戦直前まで積み重ねられてきた感化・保護教育の理念が、現代における非行少年のケアへどのように受け継がれ、どの部分が捨象されていったのかを考察することが次なる課題になるといえる。

研究成果の概要（英文）：In recent years, collaboration between education and child welfare has become an urgent issue in various fields such as the unification of kindergarten and nursery school systems, child poverty, and education for children with disabilities. The aim of this study was to examine how the relationship between education and child welfare for “reform school practice” in the transition period of “child protection” to “child welfare” was organized by reform school practitioners.

研究分野：教育社会学 社会福祉学

キーワード：非行少年 児童自立支援施設 教育と福祉 教育保障 感化・教護事業 少年司法

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

近年、支援が必要な子どもたちの社会的自立のために、児童福祉施設と学校教育とが連携してケアに取り組む必要性が唱えられている。教育と児童福祉は、いずれも「子どものケア」を担う分野であるが、子どもへのアプローチの方法や、各々の実践に携わる者が共有する理念も異なるため、互いの連携は一筋縄にいかないのが現状である。たとえば非行少年の育てなおしを行う児童自立支援施設は1997年の児童福祉法一部改正を受けて、施設に住む子どもたちの教育保障が明記され、児童福祉の内部に学校教育を埋め込む形で学校教育が導入された。しかし、小林英義による児童自立支援施設に配属された学校教員を対象としたアンケート調査(小林 2011)からは、施設と学校の関係性構築が困難であることが示唆されているように、実践レベルでの教育と福祉の連携が課題となっている。その要因としては、教育と福祉の実践が別々の施設で行われ、管轄する省庁も異なり、必要とされる資格もそれぞれ異なることが示すように、各々の実践が固有の論理を基に築き上げられてきたことにあるといえる。

### 2. 研究の目的

児童自立支援施設の前身である感化・教護事業の礎を築いた留岡幸助は「Home in School, School in Home」という理念のもとで1899年、東京・巣鴨に「家庭学校」を設立した。家庭学校においてはいわゆる不良少年や特別な保護が必要な子どもに対して、その名称通りに生活支援と教育が一体となった実践が行われていた。言い換えれば、今日の児童自立支援施設における実践の原初的形態は、教育と福祉が一体となった支援として実践が生み出されていたといえる。その後、いかなる歴史的経緯の中で今日あるような教育と福祉の連携を阻害するという事態が形づくられてきたのかということが本論文の根本的な問いである。申請者はこのような教育と児童福祉における連携の必要性に着目し、これまで児童自立支援施設における調査研究を行ってきた。これらの成果をもとに本研究は、非行少年を対象とする児童福祉制度から生じる「教育的なるもの」、「福祉的なるもの」とは何かという問いを探究することで、教育と児童福祉の「せめぎ合い」と「連携の可能性」を明らかにする。具体的には、「教育」と「福祉」それぞれの固有の論理がどのような歴史的な成立過程を経たのかを明らかにすることを目指す。

### 3. 研究の方法

本研究は以上のような問いをもとに、歴史研究を中心に研究を遂行した。具体的には、教育と福祉の各領域の間に存在する「境界」に着目し、その境界を揺さぶるような制度化の過程を描き出すことによって、それぞれの論理の特徴を浮き彫りにすることを目指した。明治近代化の過程の中で、教育は文部省が管轄し、児童福祉は内務省が管轄するといったように、制度的な成立過程はそれぞれ異なっている。日本における非行少年たちは元来、就学猶予の対象となるなど教育の対象とみなされることがなかった。文部省が行った教育の対象を選別するという論理は、福祉の対象となる子どもを浮き彫りにし、結果的に教育と福祉の役割分担が明確になる契機となったといえる。以上のような歴史研究を通して、現代における教育と福祉の実践者たちが有する実践知がどのような系譜の中で形成されてきたのか明らかになると考えられる。

### 4. 研究成果

#### (1) 「感化・少年教護実践と『教育的であること』」 『人間教育と福祉』第9号

本稿は1920年代から1940年代という「児童保護」から「児童福祉」への転換期における感化・教護事業、すなわち大正・昭和期における非行少年のケアに携わる実践家の語りを分析対象とし、彼らが「教育的なるもの」をいかに捉えていたのかを考察した。この作業を通して、昭和戦前期における非行少年を巡る教育と福祉の関係性を描き出し、現代における教育と福祉を困難にしている状況が、いかなる経緯や思想の展開の中で生成してきたのかを明らかにすることを目的としている。本稿を通して得られた最大の知見は、徴治監の改良として生まれた感化・保護教育が、学校教育や少年司法の動向を注視しつつ、「教育的であること」という言説を繰り返しながら自らの社会的意義を模索してきたということである。具体的には、児童自立支援施設の前身である感化院・少年教護院の職員たちが中心になって編集された『感化教育』・『児童保護』における「教育」という語の語られ方を検討することで、この「教育的であること」の意味合いは少年教護法が制定される前後で異なることが明らかになった。少年教護法制定以前においては、学校教育を「画一主義」的であるとして批判しながら、「全人教育」、「児童の権利論」を主軸とした感化・保護教育を構築した。その背景には、少年法・矯正院法の制定による矯正院設立を契機に、矯正院との差異化戦略として「教育的であること」を強調していたといえる。他方、少年教護法制定以後は、少年教護院長に義務教育認定権が認められたことによって、少年司法との差異化戦略は影を潜めるようになり、感化・保護教育に携わる者たちの間では、小学校令との差異化を巡る議論が活発となった。義務教育の二大機関としての少年教護院は、ここでも差異化の論理として「画一主義」を批判の根拠としながら、「作業」、「実科教育」といったカリキュラムの充実を主張していく。

以上のような考察から浮き彫りになるのは、現代でも議論されているような、児童福祉と学校教育、そして少年司法の間における実践レベルの連携が戦前期という時代においても阻害されていたという事態である。明治期より終戦直前まで積み重ねられてきた感化・保護教育の理念が、現代における非行少年のケアへどのように受け継がれ、どの部分が捨象されていったのかを考

察することが次なる課題になるといえる。

(2) 「非行臨床における学校教育の役割に関する一考察」『地域ケアリング』21(10)

児童自立支援施設における学校教育は、学校教員と施設職員が互いの実践を理解しあうことが難しいことから、教育と児童福祉の連携が大きな課題となっている。本稿では児童自立支援施設における学校教育導入に着目し、学校教育と児童福祉の連携の在り方について考察した。その結果、「社会の疑似体験の場」として学校教育を捉えることが連携の糸口になることが明らかになった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 高田俊輔	4. 巻 9
2. 論文標題 感化・少年教護実践と「教育的であること」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人間教育と福祉	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 高田俊輔	4. 巻 21(10)
2. 論文標題 非行臨床における学校教育の役割に関する一考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 地域ケアリング	6. 最初と最後の頁 66-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 高田俊輔
2. 発表標題 児童福祉領域における「教育的なるもの」と「福祉的なるもの」
3. 学会等名 日本教育学会第77回大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Shunsuke Takada
2. 発表標題 The Conflict between Punish and Protection in Education for Juvenile Delinquency
3. 学会等名 World Education Research Association（国際学会）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----